

原子力規制に係わる政府組織の再編について

平成23年8月15日
社団法人 日本原子力産業協会
理事長 服部拓也

政府は8月15日に、新たな原子力安全庁（仮称）の設置を閣議決定した。これは福島事故を教訓として、原子力安全に係わる内外の信頼回復を図るとともに、安全行政の機能向上を目指して行われるものと理解している。

原子力安全の確保は、一義的には事業者の自己責任によって担うべきものであるが、今回の事故により損なわれた原子力安全への国民の信頼回復の観点から、安全行政の役割と責任が極めて重要である。

これまで当協会は、事業者による自主保安と国による安全規制が、それぞれの役割に応じて的確に実施され、原子力の安全性の一層の向上が図られることが重要であるとの認識から、透明性を確保しつつ、規制当局と事業者のコミュニケーションが促進されるよう活動を進めてきたところである。

これら経験を踏まえ当協会は、「規制の信頼性の確保」の観点から原子力安全庁（仮称）が具備すべき、特に重要な機能について以下の点を指摘したい。今後政府が、これらの項目について考慮し、検討を進めることを期待する。

1. 専門性

原子力規制に携わる機関には、その責任の重要性から、業務遂行にあたり、高い倫理性と高度な専門的知見に基づいた判断が求められる。

従って原子力安全庁（仮称）は、

- (1) 専門知識を有する優秀な人材を継続的に確保し、育成するしくみを確立すべきである。
- (2) 現場の実態を踏まえた実効性のある規制判断をなし得る人材の育成をはかるべきである。
- (3) 行政組織を幅広い観点から技術的に支援する技術支援機関（TSO）を確保すべきである。
- (4) 最新の技術的知見を規制行政に反映するための研究機関や学協会と日常的に協調連携を図るしくみを確立すべきである。

2. 透明性と説明責任

原子力安全行政に関する国民の信頼感を高めるうえで、安全確保に係わる明確な判断基準および同基準に基づく客観的で公正な判断、規制プロセス全体の透明性、さらにはこれらについて国民への説明責任を果たすことが重要である。

従って、

- (1) 福島事故に係わる国際的な取組みの広がりからも、安全基準やそれに基づく安全対策は国際的水準のものでなければならないことが再確認されたところであり、原子力安全庁（仮称）は、国際的に通用する安全基準の設定や安全規制のあり方を不断に追求すべきである。
- (2) 原子力安全庁（仮称）は、安全確保に関する判断を、中立・公正に実施する必要があるが、併せて被規制者である事業者とのオープンなコミュニケーションを図るとともに、最も重要なステークホルダーである国民の規制プロセスへの参画を図るなど、国民への説明責任を果たすことが重要である。また、今回の事故対応の経験を踏まえ、ニーズに即した情報を分かりやすくかつタイムリーに国民に発信するよう努めるべきである。
- (3) 事業者が立地地域と交わしているいわゆる安全協定と国の安全規制の関係については、責任の明確化および国民からの一層の理解と信頼の醸成の観点から、国と地域の望ましい役割分担を、これまでの実績を踏まえ検討する必要がある。

3. 国際性

原子力規制に携わる機関には、原子力という技術が本質的に有する国際性に留意し、新しい知見や国内外の運転・保守実績、事故解析情報等を基に、国際的な整合を持ったより科学的・合理的規制を目指し、恒常的な見直し・改善が求められる。

従って原子力安全庁（仮称）は、

- (1) 規制の高度化に向け、諸外国との情報交換や国際社会の取組みへ積極的に参画すべきである。
- (2) 国際的に協調性を有する基準作りや原子力の新興導入国に対する規制面での基盤整備支援などについて、国際機関や関係国との協調連携を促進すべきである。

以 上